

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	火災予防又は消防活動の障害除去のための措置		
根拠条項	第3条第1項	処分権者	消防長、消防署長 その他の消防吏員
根拠条文	<p>法第3条第1項 消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第6章及び第35条の3の2を除き、以下同じ。）消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対して、次の各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 火遊び、喫煙、たき火、溶接その他これらに類する行為の禁止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備</p> <p>(2) 残火、取灰又は火粉の始末</p> <p>(3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理</p> <p>(4) 放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去</p>		
処分基準	周囲の事情に応じた具体的又は現実的な危険或いは支障があると認められるとき。		
行政手続法適用の有無	無（理由 行政手続法 第3条第1項第13号）		
意見陳述の機会の付与			
区分			
制定年月日	平成6年9月22日		
施行年月日	平成6年10月1日		